

東近江市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定につき 議決を求めることについて

東近江市勤労者総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市勤労者総合福祉センター	滋賀県東近江市池庄町610番地 公益財団法人東近江市地域振興事業団	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで